

ビジネスコラボレーション特約

このビジネスコラボレーション特約（以下「本特約」といいます）は、C-design 株式会社が cocrea のサービスの一環として提供するビジネスコラボレーションサービス（以下「本サービス」といいます）の提供条件を定めることを目的としています。本特約は、下記の cocrea 利用規約の特約として、cocrea 利用規約を補完します。本特約に定めのない事項については、cocrea 利用規約が適用されるものとします。

記

(cocrea 利用規約の URL: <https://c-designinc.jp/pdf/cocrea.pdf>)

以上

第1条（定義）

本特約で用いられる用語の定義は、以下の各号のとおりとします。

- (1) 「当社」とは、C-design 株式会社をいいます。
- (2) 「会員」とは、当社の提供する会員制サービス「cocrea（コクリエ）」の会員をいいます。
- (3) 「本サービス」とは、「ビジネスコラボレーション」の名称で当社が提供するサービスをいい、他の会員と商品又は役務に関する取引をしたい会員同士を結びつけるサービスをいいます。
- (4) 「本サイト」とは、cocrea のホームページをいいます。

第2条（内容）

1. 本サービスの内容は、以下の各号とし、その詳細は、本サイトに掲載されるとおりとします。
 - (1) 本サイト上で他の会員情報の検索又は掲載広告の閲覧
 - (2) 本サイト上での広告の掲載
 - (3) 他の会員とのマッチング
 - (4) その他本サイトに記載のサービス
2. 前項に規定の本サービスは、cocrea で申込をしたプランに応じ、使用できる機能が異なります。その詳細は、本サイトに掲載されるとおりとします。

第3条（マッチング申請）

1. 当社は、会員が他の会員へマッチングを申請した場合、当該申請を審査します。
2. 当社は、審査の結果、当該申請を承認しないことがあります。当社は、当該申請の不承認の理由を説明しないものとし、当該不承認につき一切の責任を負わないものとします。

第4条（法令遵守）

1. 当社及び会員は、本特約の履行に関連して関連する法令等を遵守するものとします。
2. 会員は、関連する法令等を遵守して、本サービスによりマッチングされた他の会員との取引を誠実に

履行するものとします。

3. 会員が取り扱う商品、役務、及びこれらの販売方法並びに広告等の適法性について、当社から説明を求める通知を会員が受領したときは、これに誠実に応じるものとし、当該通知の受領日から 2 週間以内に当社に適法性に関する質問についての回答を行うものとします。

第 5 条（会員間の取引）

1. 会員は、本サービスによるマッチング後、他の会員と商品又は役務に関する取引をする場合、自己の責任と裁量により取引を行うものとします。当社は、会員間の取引には一切関わらず、またこれによってトラブル等が生じた場合にも一切の責任を負いません。
2. 本サービスの利用料は無償とします。会員が本サービスを利用し、他の会員と会員の商品又は役務に関する取引をした場合であっても、紹介手数料・その他料金の支払義務は発生しません。

第 6 条（免責）

1. 当社は、以下の各号について、何ら保証するものではなく、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 会員により申請されたリクエストの内容、会員による掲載広告の内容、その他本サービスにかかる会員の一切の行為について、その適法性、正確性、完全性、信頼性、最新性等
 - (2) 会員の人名、信用性、信頼性その他会員に関する一切の情報
 - (3) 本サービスにおいて、会員が期待する結果の実現
2. 当社が会員から前項各号にかかわる問題、その他の問題について報告を受けた場合、当社は、当社の判断により必要かつ適切な対応をするものとしますが、何らかの措置をとる義務を負うものではなく、また当社の対応およびその結果につき当該会員またはその他の会員に報告する義務を負うものではありません。
3. 会員と他の会員又はその他の第三者との間でトラブルが発生したときは、会員は自らの責任と費用で、当該トラブルを解決するものとします。当社は、会員間のコンタクト、およびその後の連絡、協議等には一切関わらず、またこれによってトラブル等が生じた場合にも一切の責任を負いません。

第 7 条（サービスの停止・掲載広告の削除）

当社は、会員が次の各号に該当する場合、何らの催告も要せず直ちに本サービスの全部又は一部を停止もしくは掲載広告の削除をすることができます。なお、この場合であっても違反をした会員への損害賠償の請求を妨げないものとします。

- (1) 会員が cocrea 規約第 10 条（禁止事項）及び第 17 条（反社会的勢力の排除）のいずれかに違反した場合
- (2) 会員が cocrea 規約第 18 条（契約解除、期限の利益喪失）第 1 項各号に該当する場合
- (3) 会員が本特約第 4 条（法令遵守）に違反した場合又は違反している蓋然性が高いと判断される場合
- (4) 会員が他の会員又はその他の第三者との間でトラブルを起こして、当社からの相当の期間を定めた催告を受けても当該トラブルを解決しない場合
- (5) 会員の資格を喪失させることが相当であると当社が合理的に判断するその他の事由が生じた場

合

- (6) 会員が、cocrea 規約又は本特約の規定のいずれかに違反して、当社から相当の期間を定めた催告を受けても違反を是正しないとき

以上

2020年7月1日 施行
2021年5月22日 改訂

C-design 株式会社